

# 高根沢町水道事故対策マニュアル

高根沢町上下水道課

## 第1章 総則

### 1 目的

水道には災害や水道施設の経年劣化による故障、破損など様々な要因により給水停止となるリスクがある。このため、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、危機管理についても迅速に対応できる体制の確保が必要である。

このような事態を想定し、高根沢町水道事業（以下「水道事業」という。）における事故に特定した対策マニュアルを策定し、町民への安全で安心な水道水の安定供給を確保することを目的とする。

### 2 基本方針

水道事業は、町民に安全な飲料水を供給することを目的とした重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な事故を未然に防止し、事故発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制を構築する。

### 3 事故の分類

区分	事象
施設事故	1 配水幹線事故等による断水・濁水等・凍結漏水事故
	2 水道管の異常を起因とする道路陥没
	3 浄水場・配水場・ポンプ場等の異常事態
水質事故	4 原水の水質異常
	5 浄水処理における水質異常
	6 配水及び給水における水質異常
その他	7 水道管の施工中及び既設施設管理中の事故
	8 施設の破壊テロ

### 4 事故等の規模

レベル	規模（被害範囲の目安）	備考
1	断水範囲等が小規模で断水による影響が比較的小さい場合	上下水道課・包括民間委託事業者で対応
2	断水範囲が中規模で断水による影響が比較的大きいと予想される場合	上下水道課・各課職員を招集し対応
3	断水範囲が大規模で断水による影響が非常に大きいと予想される場合	高根沢町地域防災計画に基づく第3配備体制

## 5 事故レベルの決定

上下水道課長は、危機の状況に応じ、速やかに事故レベルを決定するものとする。

## 6 事故レベルの移行

上下水道課長は、事故の状況の推移に応じ、速やかに事故レベルを移行するものとする。

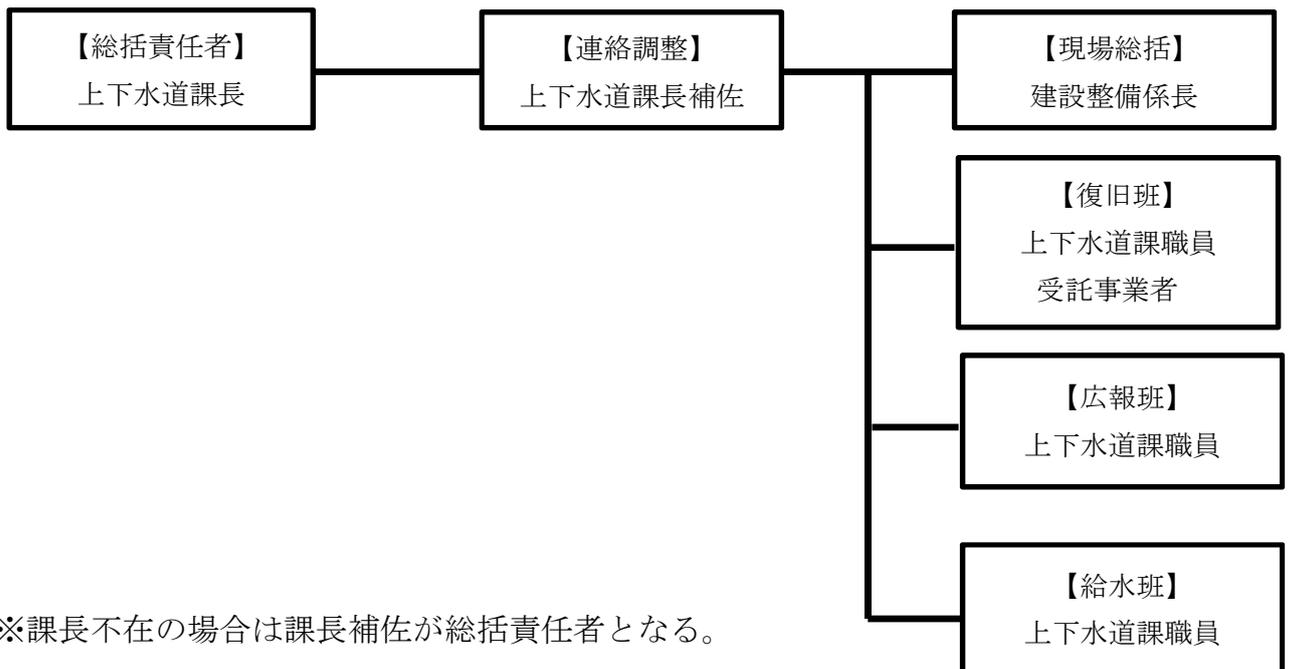
## 第2章 事故発生時の対応

### 1 情報の収集及び伝達と被害想定 of 把握（初動体制）

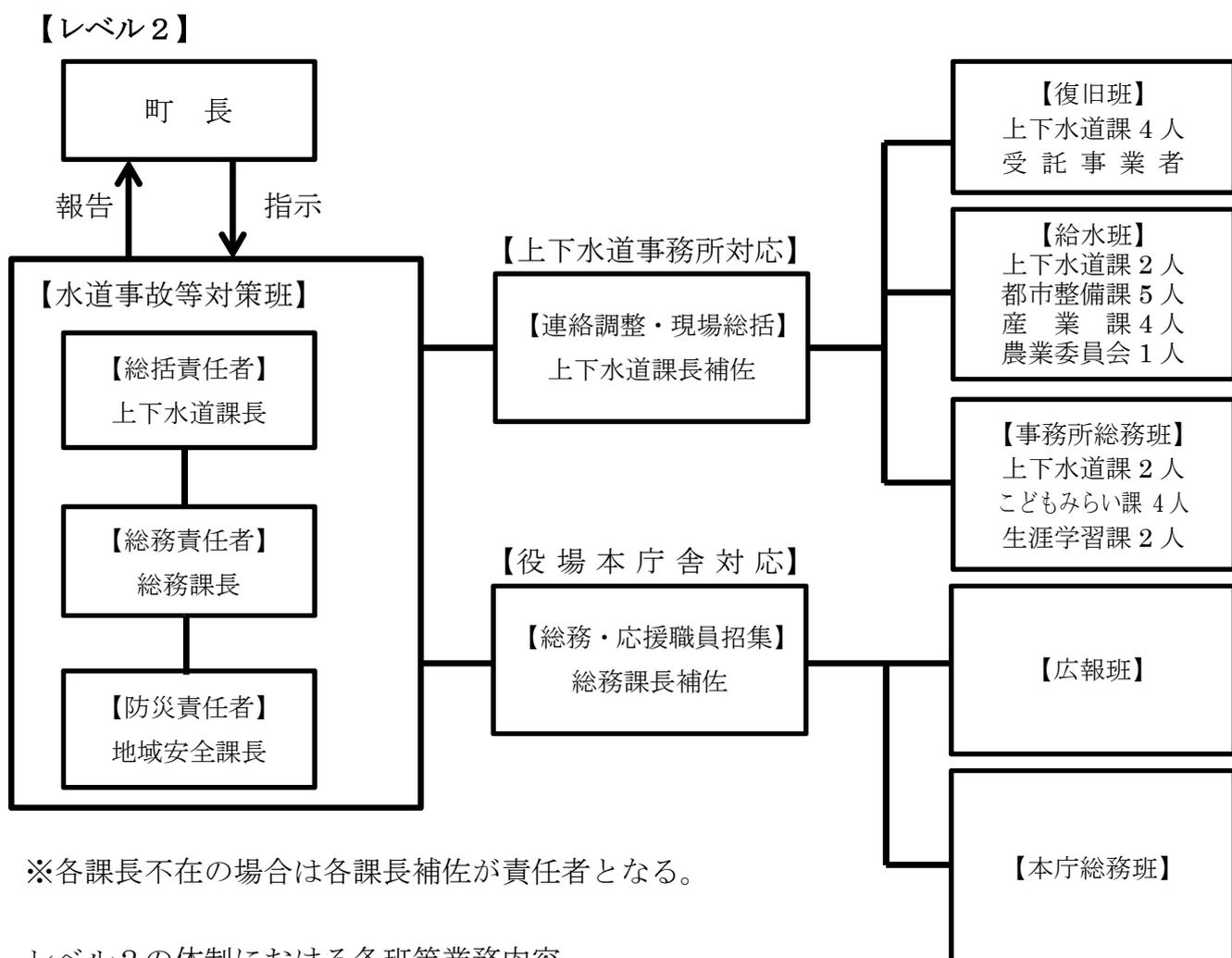
- (1) 事故の第一報は重要であることを認識し、発信元、受信者、発信時刻、取得情報等を明らかにするよう努める。
- (2) 上下水道課長は、必要に応じて事故が発生した現場へ職員を出動させ情報の収集に努める。
- (3) 情報の伝達は、情報入手後速やかに行う。
- (4) 被害想定を行い実態把握に努める（範囲・世帯数・重要施設）
- (5) 事故レベルの決定

### 2 復旧体制

#### 【レベル1】



※課長不在の場合は課長補佐が総括責任者となる。



※各課長不在の場合は各課長補佐が責任者となる。

レベル2の体制における各班等業務内容

班名	業務内容
総務	1. 応援職員（上下水道・総務・地域安全課以外の職員）の招集に関する事。
本庁総務班 事務所総務班 (8・9名程度)	1. 事故の記録に関する事。 2. 関係機関との連絡及び協力に関する事。 3. 電話及び来庁者の対応に関する事。
復旧班 (4人程度)	1. 原因及び現地状況調査、現場状況報告に関する事。 2. 復旧計画及び復旧作業に関する事。 3. 工事業者の要請に関する事。
広報班 (8人程度)	1. 住民への広報に関する事。 (町ホームページ・防災無線・防災メール・とちテレビ放送等の対応) 2. 広報車の手配及び広報活動に関する事。
給水班 (12名程度)	1. 給水計画に関する事。 2. 給水資材及び給水車の手配及び給配水に関する事。

### 【レベル3】

「高根沢町地域防災計画」で定める「第3 配備体制」とする。

※別紙1

### 3 応援要請

事故レベルに応じて、関係機関に応援を要請し、被害の拡大防止を図る。

#### 【主な関係機関】

主な関係機関	主な役割
栃木県県土整備部上下水道課	事故情報、被害情報伝達及び報告
栃木県鬼怒水道事務所	応急活動要請（水道水の融通、資材調達）
矢塩地区水道整備促進協議会	応急活動要請（人的要請、資材調達）※別紙2

※栃木県県土整備部上下水道課 TEL 028-623-3106 FAX 028-623-3116

※栃木県鬼怒水道事務所 TEL 028-675-1331 FAX 028-675-4818

### 4 町民への周知

事故発生時の情報の不足及び混乱から生ずる町民及び事業者の不安を軽減・解消するため、事故の発生状況や応急対策の実施状況、今後の見通し等についてホームページ・防災無線・防災メール・広報車・とちテレデータ放送等の様々な広報手段を用いて、徹底した町民周知を行う。

### 5 町民への情報伝達順序と目安時間

目安時間	主な情報
30分以内	事故発生時における早期情報伝達（場所・時間・規模等）
1時間以内	想定される断水範囲と断水時間
2時間以内	事故の原因、確定した断水範囲、断水時間の伝達
1時間毎	復旧の見通しや断水時間について断続的に情報提供
事故復旧時	事故の復旧のお知らせ、通水開始時間のお知らせ、各家庭での濁水排除方法
復旧完了時	断水解除のお知らせ、各家庭での濁水排除のお願い

### 第3章 事後の対応

#### 1 事故収束後の対策

次に掲げるところにより、町民生活の早期安定及び都市機能の円滑な回復並びに再発防止の措置を講ずる。

- (1) 安全が確認された場合は、その旨を町民に周知するとともに速やかに報道機関に情報を提供する。
- (2) 事故により生じた町民の不安の解消及び安心の回復を図るため、幅広い情報伝達手段を用いて周知に努める。
- (3) 事故の対応など、その状況を記録し、課題を整理する。
- (4) 事故の収束後、発生した事故対応状況等について検証を行い、再発防止措置を講ずるとともに、必要に応じて、マニュアルの見直しを行う。

#### 備考

##### 1 応急給水資材（給水タンク・給水袋）の数量及び保管場所

名 称	規格・仕様	数 量	保管場所
給水タンク	容量 1.5 t	1 個	中阿久津第 1 水源地
給水タンク	容量 1.0 t	1 個	宝石台配水場
給水袋	6 l	2,000 枚	上下水道事務所

※給水タンクを積むトラックを用意すること。